

令和4年度地域経済循環分析の発展推進委託業務に係る参加希望書類の募集要領

1 総則

令和4年度地域経済循環分析の発展推進委託業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和4年度地域経済循環分析の発展推進委託業務

(2) 業務内容等

別添仕様書のとおり。

(3) 予算額

業務の予算総額は、5,000万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

(4) 履行期限

令和5年3月10日

3 応募要件

(1) 基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

③環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

④別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 技術力に関する要件

①地域経済循環分析用データベースの更新や各分析ツールの改良という特別な技術、知識、経験を有していること。

②当該分析結果から地方公共団体等の課題を抽出し、それを解決するための政策提案を行い、地方公共団体等と意見交換ができる十分な知識・経験を有していること。

(3) 守秘性に関する要件

企業等の服務規程等において、業務上知り得た情報を漏らさない体制・制度が整備されていること。

(4) 業務執行体制に関する要件

受託者は、業務の進捗状況全体を把握し、業務支援担当者を総括するための責任者として、業務総括担当者を1名以上指名すること。同担当者は、原則、すべての契約期間を通じて同一の者であること。

(5) 業務実績に関する要件

当該業務に従事する事業者が過去に地域経済循環分析等に係る調査業務等の類似業務に従事した実績を有すること。

4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先

環境省大臣官房環境計画課

TEL : 03-5521-8328

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール (sokan-keikaku@env. go. jp) により提出すること。

(3) 提出期間

令和4年5月16日(月) 17時まで(持参の場合は、12時~13時を除く)

(4) 回答方法

電子メールにより行うとともに、令和4年5月18日(水) 17時までに、環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>委託業務>「参加者確認公募(役務)」>「本件」の「公示」の下段に掲載する

5 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 令和4年度地域経済循環分析の発展推進委託業務に係る参加希望書類(別添様式参照)
- ② 提出者の概要(会社概要等)が分かる資料

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
令和4年5月25日(水) 17時
- ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
4(1)に同じ。

(3) 書面による提出の場合

- ① 提出部数
7部
- ② 提出方法
持参又は郵送(提出期限必着)による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ③ 提出場所
4(1)に同じ

(4) 電子による提出の場合

- ① 提出方法
電子ファイル(PDF形式)により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。
※1 電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)
※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ② 提出場所
電子メールの場合:sokan-keikaku@env. go. jp
DVD-ROM等の持参又は郵送の場合:4(1)に同じ

(5) 提出に当たっての注意事項

- ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時~13時は除く)とする。
- イ 郵送する場合は、封書の表に「令和4年度地域経済循環分析の発展推進委託業務に係る参加希望書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名

停止を行うことがある。

オ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 参加希望書類は、環境省において、参加希望書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、契約相手になった者が提出した参加希望書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 参加希望書類の審査

- (1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和4年5月26日（木）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、参加希望書類提出後、（1）の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあつては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあつては、一般競争の手続に移行する。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4（1）に同じ。
- (3) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札の手続きに移行した場合には、開札時まで当該資格の認定を受ける必要がある。

質問書

業 務 名	令和4年度地域経済循環分析の発展推進委託業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL：
	E-mail：
質 問 事 項	

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和4年度地域経済循環分析の発展推進委託業務 仕様書

1. 件名

令和4年度地域経済循環分析の発展推進委託業務

2. 調達案件の概要

第五次環境基本計画で掲げた「地域循環共生圏」の創造は、国連が掲げる「持続可能な開発目標」(SDGs)や、「Society5.0」の実現にもつながるものであり、その具体化に向け、多様な主体と連携しながら取組を進めていく必要がある。

例えば、地域における再生可能エネルギーの導入は、脱炭素・省資源を実現しつつ、地域雇用の創出、災害時のエネルギー確保によるレジリエンスの強化といった経済・社会的な効用を生み出し、「地域循環共生圏」の創造に資するものである。このような施策を実施するための前提として、地方公共団体等における政策立案過程において、地域内の資金の流れがどのようになっているか、施策の実施によりそれがどう変化するかを把握することが必要であり、「地域経済循環分析」はそのためのツールとしての活用が期待されている。

これまで環境省では地域経済循環分析用データベース(以下「地域経済循環分析DB」という。)の構築とデータの整備を行い、地域の総合的な経済分析を実施可能とした。また、平成28年度に経済分析資料を自動作成できるツール(以下「自動作成ツール」という。)を開発してWebサイト上で提供を開始、平成29年度には環境施策等の経済波及効果を分析できるツール(以下「経済波及効果分析ツール」という。)を開発、令和2年度には各ツールの改良や再エネ導入による経済波及効果の検証、講義用動画の作成、令和3年度には2018年度地域経済循環分析DBの構築及び最新の統計データに基づき地域経済循環分析DBの更新等を行うとともに、自動作成ツール及び経済波及効果分析ツールの改良を進め、分析機能の強化を実施した。

本業務は、地方公共団体等において少ない負担で、環境対策と経済・社会的課題の同時解決に資する政策立案検討を実現可能とする分析手法の構築を目指すべく、自動作成ツール及び経済波及効果分析ツールの改良を進めるとともに、自動作成ツール及び経済波及効果分析ツールの普及促進コンテンツの作成や説明会を通して、これらのツールの利用の普及を図ることにより、自治体及び事業者が地域循環共生圏創造の具体化を促すことを目的とする。

なお、本業務で取り扱うツール及び資料を表2-1に、地域経済循環分析用データベースで利用するデータを表2-2で示す。

表2-1 本業務で取り扱うツール及び資料

No	名称	機能・概要
1	地域経済循環分析用データベース	地域経済循環分析自動作成ツール及び地域経済波及効果分析ツール、経年変化分析ツールの基となるデータベースで、「地域経済計算」や「地域産業連関表」などから構築されている（利用データは表2-2で示す）。令和4年3月末時点で、2010年度版、2013年度版、2015年度版、2018年度版がある。
2	地域経済循環分析自動作成ツール	地域経済循環構造を様々な経済指標から「見える化」し、地域の産業・経済の全体像を把握することができるツール。
3	地域経済波及効果分析ツール	「環境施策」や「地域施策」の施策導入による地域への経済波及効果が測定できるツール。
4	経年変化分析ツール	地域経済循環分析の指標について、2010年、2013年、2015年、2018年の値を時系列で把握することにより、地域経済循環構造の変化を分析できるツール。
5	自治体別のエネルギー代金の流出状況データ及び図	全国約1,700自治体がエネルギーを地域外から購入するために支払っている代金の流出額を日本地図に表したもの。地域経済循環分析用データを活用して算出。
6	地域経済循環分析の手引書	地域経済循環分析の考え方を整理し、地域経済循環分析ツールの使い方、出力される指標の読み方等を解説する手引書。
7	地域経済波及効果分析ツールの利用手引書	経済波及効果の考え方を整理し、地域経済波及効果分析ツールの使い方、出力される指標の読み方等を解説する手引書。
8	経年変化分析ツールの手引書	地域経済循環分析の考え方を整理し、経年変化分析ツールの使い方、出力される指標の読み方等を解説する手引書。
9	地域経済循環分析自動作成ツール、地域経済波及効果分析ツール共通手引き詳細編（副読本）	地域経済循環分析や波及効果分析、またその背景情報等をより深掘りするための情報を掲載した、教科書（副読本）的な手引きで、各ツール共通のもの。

表2-2 地域経済循環分析用データベース構築の利用データ

地域経済循環分析用データベースの年次	利用データ
--------------------	-------

2018 年版	国民経済計算年次推計（2015 年基準・2008SNA） 平成 27 年産業連関表 平成 27 年都道府県産業連関表 平成 27 年国勢調査 平成 26 年経済センサス－基礎調査 平成 28 年経済センサス－活動調査 平成 30 年工業統計調査 平成 30 年度市町村別決算状況調
2015 年度	国民経済計算年次推計（2011 年基準・2008SNA） 平成 27 年産業連関表 平成 27 年都道府県産業連関表 平成 27 年国勢調査 平成 26 年経済センサス－基礎調査 平成 28 年経済センサス－活動調査 平成 27 年工業統計調査 平成 27 年度市町村別決算状況調 平成 27 年度県民経済計算 平成 27 年度市町村経済計算
2013 年度	国民経済計算年次推計（2011 年基準・2008SNA） 平成 23 年産業連関表 平成 23 年都道府県産業連関表 平成 22 年国勢調査、平成 27 年国勢調査 平成 26 年経済センサス－基礎調査 平成 24 年経済センサス－活動調査 平成 25 年工業統計調査 平成 25 年度市町村別決算状況調 平成 25 年度県民経済計算 平成 25 年度市町村経済計算
2010 年度	国民経済計算年次推計（2011 年基準・2008SNA） 平成 17 年産業連関表、平成 23 年産業連関表 平成 23 年都道府県産業連関表 平成 22 年国勢調査 平成 21 年経済センサス－基礎調査 平成 24 年経済センサス－活動調査 平成 22 年工業統計調査 平成 22 年度市町村別決算状況調

	平成 22 年度県民経済計算 平成 22 年度市町村経済計算
--	-----------------------------------

受託者は、下記（１）～（８）の業務を実施するものとする。業務履行期限に配慮し、十分に人的・時間的な余裕を持たせた業務実施スケジュールを提案すること。

業務の実施に当たって必要かつ有効と判断され、かつ、事前に書面により環境省担当官の承認を得た場合に限り、業務の一部を再委託により実施することができる。

（１）地域経済循環分析 DB のデータ更新作業等

2010年度版、2013年度版、2015年度版、2018年度版の地域経済循環分析DBの基礎データとなる「地域経済計算」及び「地域産業連関表」について、各種統計指標の最新版公開に合わせたデータの更新・追加を行う。データの更新・追加においては、国民経済計算、県民経済計算、産業連関表、経済センサス、工業統計、国勢調査、都道府県別エネルギー消費統計調査等の統計データ等を用いる。併せて、産業分類の精緻化等について検討を実施する。

なお、地域経済循環分析 DB のデータについては諸元のデータを公開できるように環境省に提出すること。

（２）各種ツールの改良

表 2-1 の No 2～5 のツールの更新を、（４）の結果も踏まえて行う。なお、ツールの出力内容は、利用者の理解を促進するためにわかりやすく、直感的に理解できる表現となるよう留意すること。

（３）地域経済循環分析の手引書の改定

以上（１）～（２）による追加事項、（４）の結果等を踏まえ、表 2-1 の No 6～9 の手引書を改定する。なお、改定に際しては、経済分野の知識を必要としない平易な表現を使用することや、根拠となるデータを明示するなど、利用者の理解を促進するためにわかりやすく、直感的に理解できる表現となるよう留意するとともに、地方公共団体の職員が自らツールを活用して政策立案が行うことができる内容となるように留意する。

（４）ケーススタディの実施

地方公共団体のツールの出力結果や別業務で作成している「総合評価指標」をもとに、当該団体の経済状況等を分析し、当該団体の総合計画等を踏まえて、再生可能エネルギーの導入も含めた政策案を作成する。当該団体ツールの出力結果及びその政策案を、当該団体の職員を対象に説明し、政策案について意見交換するケーススタディを、10 団

体程度を対象に行うことで、ツール及び手引きの改良が必要な個所を抽出する。

(5) ツールの説明会の開催

ツールを活用した政策立案を支援するため、地方公共団体職員を主な対象として、表2-1のNo2～4のツールの利用方法、活用事例等に関する説明会を環境省担当官と協議の上、開催する。説明会はオンライン開催、全体で2回程度（250名/回程度の参加者）とし、日程調整、開催場所の確保（事務局配信用、18名以下の会場（都内、各会4時間以内）を想定、配信用会場にマイク2本程度、スクリーン、プロジェクター1台ずつ、その他会場運営に必要な機材を用意すること。）、参加者の事前受け付けや開催案内等の事務、説明資料の作成や当日の説明を行う。開催後、参加者にオンラインでのアンケートを行い、実施効果を測定する。

(6) 次年度以降に向けた提言等

次年度以降において、本業務と同様の業務が実施される場合を想定し、地域経済循環分析の在り方全般（本業務において実施した事項やその方法を含む。）にわたる改善の提言を行う。

(7) 打合せ等の実施・記録、問合せ対応・記録等

(1)～(6)の業務の実施に当たっては、環境省担当官等との打合せ・協議等（必要に応じ、開催地を管轄する環境省地方環境事務所の職員を交える場合がある。）を実施するとともに、その実施後2営業日以内に議事録を作成して、関係者に回付し、その確認を取る。

また、地域経済循環分析及び各種ツール等にかかる問合せを受けた場合は、必要に応じ、環境省担当官に対応を協議し、対応後は対応集を随時作成し、環境省担当官に報告する。

本業務の開始に先立って、業務計画書を環境省に提出し、環境省担当官と具体的な業務の実施内容やスケジュール等について協議するとともに、必要に応じて随時その内容を更新する。

(8) 業務報告書の作成

本業務の実施内容及び成果を業務報告書として取りまとめ、環境省に提出すること。報告書の素案は、業務内容が完了した項目ごとに順次提出することとし（1ヶ月以内を想定。）、全体の素案は令和5年2月9日（木）までに提出すること（業務を完了していない項目は除く。）。業務報告書の仕様等については別途定める。

4. 業務履行期限

令和5年3月10日（金）まで

5. 成果物

(1) 最終報告書（紙媒体）

部数等：15部（A4カラー、本文100頁程度）

提出期限：令和5年3月10日

(2) 上記の電子データを収納した電子媒体（CD-R）：1枚（一式×2種）

※報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

※提出場所：環境省大臣官房環境計画課

(3) データ更新した地域経済循環分析 DB 及び自動作成ツール、経済波及効果分析ツール、経年変化分析ツール（BD-R）、自治体別のエネルギー代金の流出状況データ及び図：1枚

※報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

※提出場所：環境省大臣官房環境計画課

※地域経済循環分析 DB は諸元がわかるように納品すること

(4) 改定した手引書の電子データを収納した電子媒体（CD-R）：1枚（一式×2種）

※電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

る。

7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受託者は、業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達推進に関する基本方針」の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(4) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和3年度地域経済循環分析の発展推進委託業務」及び「令和3年度地域循環共生圏創造の発展推

進委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和3年度地域経済循環分析の発展推進委託業務」及び「令和3年度地域循環共生圏創造の発展推進委託業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省大臣官房環境計画課 近松（TEL:03-5521-8328）

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
 - ・プレゼンテーションデータ等；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010」以降で作成したもの）
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業実施年度及び契約名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。
<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別添様式)

令和 年 月 日

環境省総合環境政策統括官 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

令和4年度地域経済循環分析の発展推進委託業務に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおり証明します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- (1) 技術力に関する要件 (様式1)
- (2) 守秘性に関する要件 (様式2)
- (3) 業務執行体制に関する要件 (様式3)
- (4) 業務実績に関する要件 (様式4)
- (5) 会社概要等 (様式任意)

(担当者等連絡先) 所属部署： 責任者名： 担当者名： TEL： E-mail：

技術力に関する要件

(※) 本様式はA 4判 5枚以内で作成すること。

守秘性に関する要件

(※) 本様式はA 4判 5枚以内で作成すること。

業務執行体制（業務総括担当者）

業務総括担当者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数)	
		年 (年)	
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)			
従事技術分野の経歴（直近の順に記入）			
1)		年 月～	年 月 (年 ヶ月)
2)		年 月～	年 月 (年 ヶ月)
3)		年 月～	年 月 (年 ヶ月)
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数：令和 年 月 日現在 件）			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保 有 資 格			
○主な資格（技術士など）			

(※) 本様式はA4判2枚以内で作成すること。

(※) 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務執行体制（業務従事者の配置、役割分担等）

A large empty rectangular box with a black border, intended for the user to describe the business execution system, including the configuration and role distribution of business staff.

- (※) 本様式はA4判1枚以内とする。
- (※) 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

業務実績に関する要件

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受注者名)			
(受注形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の 従事の有無			

(※) 本様式は、A4判4枚以内に記載すること。

(※) 業務名は5件まで記載できるものとする。

(※) 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

(※) 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

(※) 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）は不要であるが、業務の概要や技術的特徴に本業務との関係が分かるように記載すること。